

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月6日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第5号

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。